

お知らせ

平成19年度「移動教育相談」を開催します

教育総務課

内線1215

市教育委員会では、発達の違いや障害のある子どもさんの育て方や指導の方法、あるいは就学の見通しなどについての教育相談〔移動教育相談〕を開催します。

お気軽にご相談ください。

相談対象者：発達の遅れや障害のある園児、児童、生徒および相談内容に困難が生じている園児、児童、生徒とその保護者ならびに指導担当者

相談担当者：特別支援学校（養護学校）教諭

期 日：7月の指定する日

場 所：イルフプラザ・カルチャーセンター

申込方法：所定の申込用紙および教育相談資料に必要事項を記入して、教育総務課へお申し込みください。

申込期限：6月25日（月）

※詳しくは、教育総務課にお問い合わせください。

小規模工事・修繕

受注希望者登録制度

この制度は、岡谷市が発注する小規模な工事や修繕の受注を希望する方の登録を受け付け、見積先の選定資料とすることにより市内小規模企業者の受注機会の拡大を図るものです。

平成17年度に登録をした方は、有効期限（平成19年3月31日）を過ぎていきますので、引き続き希望する方は、再度申請書をご提出ください。

なお、登録することにより、市からの工事等の発注が保証されるものではありません。

対象となる工事等：1件の工事金額が50万円未満の簡易な工事や修繕

登録の条件：岡谷市に主たる事業所があること、市税の滞納がないこと、入札参加資格申請をしていないこと、希望業種を行なうための資格、免許があること

登録に必要なもの：登録申請書、法人登記簿謄本（個人は代表者の身分証明書）、資格、免許証のコピー（必要な業種のみ）

※登録申請書は、市役所5階財政課窓口または市ホームページの「契約入札関係」からダウンロードできます。

申請書受付：随時受付しています。
http://www.city.okaya.nagano.jp

有効期限：2年間（年度の途中で

申込みされる場合もその年度の4月1日から2年間となります）

提出先・問合せ：財政課契約担当
（内線1535）

下水道排水設備工事

責任技術者試験・更新講習

水道課

内線1413

◆責任技術者試験

試験日：10月13日（土）

午後2時～4時

場 所：伊那文化会館（伊那市）

受付期間：7月27日（金）～8月10日（金）（土・日曜日は除く）

受付場所：水道課

◆責任技術者更新講習

対象者：岡谷市に責任技術者の登録があり、（財）長野県下水道公社の終了証または、合格証の有効期間が平成19年11月30日までの方

講習日：10月17日（水）

午後1時30分～4時30分

場 所：カララホール

受付期間：6月29日（金）～7月13日（金）（土・日曜日は除く）

※この更新講習を受講しませんと、岡谷市排水設備工事責任技術者の登録更新ができなくなりますのでご注意ください。

最近、熊の日撃例が報告されています。熊を見かけた方は、農林水産課までご連絡ください。

なお、子熊を見かけた場合は、近くに母熊がいることが予測され、大変危険ですので、絶対に近づかないようにしてください。

指定給水装置工事業者
下水道排水設備指定工事店

熊に注意！

農林水産課

内線1483

最近、熊の日撃例が報告されています。熊を見かけた方は、農林水産課までご連絡ください。

なお、子熊を見かけた場合は、近くに母熊がいることが予測され、大変危険ですので、絶対に近づかないようにしてください。

指定給水装置工事業者

下水道排水設備指定工事店

水道課

内線1413

指定工事店として次の業者を指定しました。

◆株式会社オケヤス

茅野市宮川3849番地5

☎72-2230

◇株式会社太陽住設

富士見町富士見4654番地636

☎62-2093

◇ハウスリペア

（指定給水装置工事店のみ）

岡谷市銀座二丁目1番2号

☎22-5120

◇有限会社エーシン

岡谷市長地権現町一丁目6番20号

☎28-0111

岡谷社会保険事務所からの お知らせ

岡谷社会保険事務所では、年金相談を行っています。厚生年金と国民年金に関することはどんなことでもお気軽にご相談ください。相談に来られる方は、年金手帳または年金証書と印鑑をお持ちください。

○通常の年金相談

月曜日～金曜日

(祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

○年金相談時間の延長

毎週月曜日

(休日の場合は翌日の火曜日)

午後7時まで

※来年1月4日と3月31日は通常

どおり午後5時15分まで

○休日の年金相談

毎月第2土曜日

午前9時30分～午後4時

※詳しくは、岡谷社会保険事務所

(☎23-3661)までお問い合わせ

合わせください。

6月～7月は暴走族取締強化期間

「暴走をしない やせない

見に行かない」

県では、6月から7月の2か月間を「暴走族追放強化期間」として、青少年の暴走族への加入を防止するとともに、離脱支援を積極的に、一地域の問題として

はなく、広域的課題として暴走族追放運動を推進しています。

家庭では、次の4つのことに注意しましょう。

- ・暴走行為を行ったり、見物に行くとがらないようにする。
- ・バイクや車を暴走行為を行う目的で購入したり、不正改造をさせない。
- ・日頃の言動や講読する雑誌
- ・子どもの夜間外出・友人関係

※詳しくは、長野県暴走族追放県

民会議事局 (☎026-235-7174)

5-7174)

5-7174)

不当要求を受けた場合は 暴走センターへ

暴力団等から自分の方に過失や非があるトラブル等の弱味につけ込んで不当要求をされた場合には、先ず相談しましょう。

電話による相談時間：午前8時30分～午後5時まで(平日)

相談先：(財)長野県暴力追放県民

センター (☎026-235-2140)

2140)

岡谷市職員採用試験情報

平成19年度岡谷市職員採用試験受験案内等を、岡谷市ホームページへ掲載しました。

また、広報おかや7月1日号に詳細を掲載します。

問合せ：総務課(内線1554)

高齢者をねらったSF(催眠)商法にご注意を！「タダ」より高いものはない

【SF(催眠)商法とは・・・】

主に高齢の女性をねらう悪質商法です。

本来の目的を隠して、近隣の民家や車庫などに人を集めて、日用品などをタダ同然で配り、得をした気分させ、ことば巧みに場の雰囲気盛り上げて、最後に高額な寝具や治療器具などを買わせるものです。

また街頭でチラシを配ったり、販売員が家庭を訪問したりして主婦や高齢者を会場に集め、閉め切った場所で高額な商品を売りつけ、契約するまで帰してもらえないケースもあります。



行かない、すぐ支払わない、家族に相談

- ①タダで商品がもらえるからといって、安易に会場へ行かない。誘われてもキッパリ断ること。
(強引に買うように勧められ、恐ろしくて契約してしまうケースが多くあります)
- ②その場で契約はせず、家族などによく相談すること。
脅されたり、暴力を振るわれたりした場合は、すぐに警察へ届けること。
- ③業者から会場を借りたと言われても、安易に貸さないこと。
SF商法で契約した場合は、クーリング・オフ制度により無条件で解約できます。

困った時は一人で悩まず、早めに信頼できる人や下記の窓口にご相談しましょう。

環境安全課 生活安全担当(内線1172) ☎23-4817
松本消費生活センター岡谷支所 ☎23-8260